

# 春秋会

## ニュースレター

### 2021.8



#### 8月の予定

・8月4日（水）18時30分～

研修委員会企画「落語家に聞く『上手な話し方』と『オチの付け方』研修」

・8月21日（土）14時～

親睦イベント第1弾「ビスタールームで観戦！オリックスvs西武in京セラドーム」

・8月24日（火）12時～

第5回幹事会

・8月24日（火）13時～

第3回選考委員会

## 23期の皆様の本「司法はこれでいいのか。」

### （現代書館）をお薦めします

松森彬会員から、感想文とともに、標記書籍をお薦めいただきました。

- 1 23期は、修習修了式の1週間前になって、7人の任官拒否が発表されました。そのうち6人は青法協の会員でした。昭和46年（1971年）3月のことです。修了式で、クラス連絡委員長であった阪口徳雄さん（現在大阪弁護士会会員）は「任官拒否を受けた修習生に発言させてほしい」と発言しました。司会の事務局長は発言をやめさせ、終了式は終了しました。それだけのことですが、その日の夕方、最高裁は、阪口徳雄さんを罷免しました。同期の修習生や弁護士らは、不当だとして、阪口さんの資格回復の運動を行いました。しかし、最高裁が阪口さんの法曹資格を回復したのは2年も後のことです。今では想像しにくい、すさまじい権力の横暴だと思います。

私は、24期ですので、この事件があったときは名古屋で実務修習中でした。この本を読んで事実関係を思い出し、改めて最高裁はひどいことをしたものだと思います。当時の最高裁長官は石田和外判事で、この人の意向が働いたようです。この本は、石田判事がどういう人であったかも書いています。最高裁という組織は、それを止められなかったわけで、歴史的な汚点を残したと思います。

- 2 この本は、前半は、23期の皆さん約30人のこれまでの活動を朝日新聞の元記者が書いておられます。さすがプロですね。簡潔ながらそれぞれの方のすごさが分かります。後半は、各自が執筆された文章です。皆さん、この事件がその後の人生に大きな意味を持ったと書いておられます。

たとえば、阪口徳雄さんは、国民のための社会派弁護士を目指され、株主代表訴訟、株主オンブズマン、森友問題など、さまざまな活躍をされてきました。

また、春秋会の会員では、井上善雄さん、大江洋一さん、豊川義明さん、森野俊彦さん（アイウエオ順）らが書いておられます。どの方も弁護士あるいは裁判官として大活躍をされてきました。

詳しくは、本を読んでいただくとして、ここでは、私が印象深かった森野俊彦さんの書いておられるエピソードをご紹介します。

- 3 私は、40年程前になりますが、友人の裁判官の結婚式のと、森野さんと席が隣で、それ以来の知りあいです。事件を担当していただいたこともあります。仕事熱心で、気さくで優しい方です。

森野さんは、裁判官になってからも、裁判官会議などでおかしいことはおかしいと発言されたようです。裁判官ネットワークを設立して、裁判官同士の意見交換の場を設けることもされました。しかし、裁判所は、それを評価するのではなく、差別的な扱いをし、家裁や支部への赴任が続いたそうです。森野さんは、最後は福岡高裁の部総括になられますが、それまで不当な扱いが続きました。3期も下の裁判長の陪席にされ、このまま高裁の右陪席で終わるのでいいのかと自問自答をしたと書いておられます。

森野さんの文章を引用します。「ある日、私は妻に思い切って、『家裁の所長』の希望でも出してみようかと言ったことがある。（中略）それを聞いた妻から、『今になって最高裁に頭を下げるなんて絶対に許さない』『生涯一判事と言っていたのは、どこのどなたですか』と怒りまじりの声が返ってきた。（中略）沈黙するしかなかった。」

私は、森野さんのような熱心で真面目な裁判官が、任地や給料で差別され、場合によっては家族にまで被害を与えて、頑張っておられるのを見聞きして、かねがね偉いなあと感じてきました。ただ、奥様のお気持ちまで考えたことがありませんでした。

私は、森野さんのこの文章を読んで、ああ奥様も森野さんの考えや生き方を支持し、敬意を持って一緒に歩いてこられたのだと思いました。森野さんのおそらくこれまでの半生での初めての迷いに対して、奥様がかけられた「怒りまじりの声」は、励ましであり、ねぎらいであり、連帯の声であったのではないかと思いました。

- 4 本を読み終えたあと、阪口徳雄さんに電話をして、いい本を出されましたねと感想を申し上げました。出版の経緯を聞きますと、2、3期の皆さんが数年前に集まれたときに、50年を迎えるにあたって、それぞれの思いを次の世代の人に伝えたいという話しになったそうです。それぞれが書く自慢話になりかねないという意見が出て、ジャーナリストの人に頼んで、各人の半生の活動を第三者の目で紹介するという体裁の本にしたとのことでした。私は裁判所内の書店で買いました。事務所で廻し読みでもどうでしょうか。お勧めします。

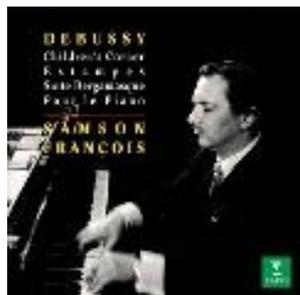
(松森彬会員)

## 今月の一枚

### ～音楽の届ける涼しさを感じて～

この時節、蝉の声で目が覚めてしまいます。庭の小ぶりな枝に集まって、何もそんなにがんばらなくてもというほどのフォルテッシモで鳴き抜くクマゼミに包まれると、山寺の芭蕉の境地にはほど遠い暑さがやってきます。そんな暑さにピッタリの2枚です。

まず、朝はなんととっても、フランスの奇才、サンソン・フランソワさん 1968年録音のドビュッシーのピアノ小品集。6つの短編からなる「子どもの領分」(children's corner)の第1曲「グラド



ウス・アド・パルナッスム博士」が始まるや、練習曲のようにめくるめく速さでかけあがっていく音階のパッセージを、彼にしかない煌めきによるキラキラとした音のシャワーがふってきて、涼しさとともに元気までもらえます。その後「版画」「ベルガマスク組曲」「ピアノのために」と魅力的な小品が続きますが、フランソワさんにしか出せないエスプリを最後まで味わえます。

「子どもの領分」第1曲 グラドウス・アド・パルナッスム博士

<https://youtu.be/Uoq7dzzX250>

## 『サンソンフランソワ・ドビュッシーピアノ小品集』

[https://open.spotify.com/album/4ZMsRPZNAf3dD9g0dTZ5gh?si=BegyI9kXRPayDT4GhHjzmQ&dl\\_branch=1](https://open.spotify.com/album/4ZMsRPZNAf3dD9g0dTZ5gh?si=BegyI9kXRPayDT4GhHjzmQ&dl_branch=1)

そして夕暮どき。街中には昼間の熱がビルの谷間にまだ溜まっていますが、Kings of Convenience の 1 2 年ぶりの新譜「Peace or Love」をかけると、一気に南の小島の海辺にワープ。そよ風に吹かれながら水平線の彼方にゆっくりと陽が沈みゆくのを、誰かと一緒に、眺めている気分になります。ノルウエーのアーランド・オイエさんとアイリック・ボーさんのポップデュオは、アコースティックギター中心に囁くように歌う 2 人のボーカルで、親しみやすいメロディと、にもかかわらず複雑な曲構成で、独特の魅力を醸し出しています。今回、ゲストに女性ボーカルのファイトさんを迎えていて、Love is a Lonely Thing なんかが流れると、そのまま溶けてしまいそうになります。



開放的な夏は来年までお預けのようですが、音楽のおかげで、日常の中に涼しさと安らぎを見つけたことはできるかもです。

Love is a Lonely Thing

<https://youtu.be/RQOFcLXGCLA>

「Peace or Love」

[https://open.spotify.com/album/1I8t93pjEtNM1vbtoUII0m?si=wW05dVucTpCVF8nPwPH98g&dl\\_branch=1](https://open.spotify.com/album/1I8t93pjEtNM1vbtoUII0m?si=wW05dVucTpCVF8nPwPH98g&dl_branch=1)

## ぼくの読書感想文（3）



- 1 木村圭二郎先生著「現代法の諸相 実務法曹としての軌跡（法律文化社）」（以下「本書」といいます。）の読書感想文その3（完結編）をお届けいたします。
- 2 今回のテーマは、「民事介入暴力」について、です。このテーマは、木村先生も本書の中で「ライフワークと言うべき分野」と述べられており、木村先生をはじめとして、他の春秋会員の方々もご活躍されている分野でもある一方、私自身、全く未知の世界でしたので、今回のテーマとさせて頂きました。
- 3 暴力団案件なんてやらない私にとっては無縁なのかなあと思いついて読んでみると、暴力団組織の団体の存否というテーマがまず飛び込んで来て、今まで考えたこともなかったのですが、使用者責任における団体の法的意義等、決して無縁ではない内容となっていました。

- 4 さらに、暴力団の特殊性や広域暴力団の組長の事業、抗争行為の事業性及び職務執行性、指揮監督関係、組長の主観的関与、ほう助責任の要件など、暴力団にからめた使用者責任や共同不法行為における法律論が展開されていて、事件を実際に担当することになったときにはもちろん参考となりますが、ヤクザ映画をみながら、このような法的な問題点を考えるのも、もしかしたら楽しいのではないかと思える内容でした（ただし、隣に嫁さんとかいるときは、法的にはどうでこうでとは言わない方が、家庭円満を保てるでしょう。）。
- 5 具体的な内容については、本書をご確認頂くとして、暴力団の特殊性のみならず、使用者責任・共同不法行為の基本的な要件が（暴力団を通して）よくわかる内容となっております。なお、補遺では、使用者責任を認めるかどうかについての裁判例や暴対法についても紹介されておりますので、こちらも是非ご参照ください！
- 6 今回で本書の読書感想文は終了となりますが、全てのテーマを感想文では取り上げきれません。他のテーマも是非お読みください！必ずや皆さんの力になってくれることでしょう！  
（完）

（浦寛幸会員）



## 弁護士よ！お金の話をしよう（４）

### 第４話 事務局は絶対必要ではない

筆者がこの業界に入ってから長い年月が経過するが、常々、この業界は遅れていると痛感する。特に、労働慣行についてである。パワハラ、セクハラ、超長時間労働、労働契約だか請負契約だかよくわからない不透明な契約形態。平成も終わり令和になったのに、いつまで昭和をやっているのだろうか。今時、上場企業で、部下を徹夜で働かせたら、人事部に呼び出しですよ。おそらく、これを改善しないと、この業界に優秀な人材は入ってこないと思うが、そういうことを問題提起するのがこの記事の趣旨ではない。

逃げるとなると独立を検討することになるが、独立するのは怖いのはよくわかる。食っていけるのか。自分が破産したりしないのか。この恐怖が、過酷な労働条件に甘んぜざるを得ない原因となっている。そこで、「怖くないよ。コストをしぼり、売上至上主義に走らなければ大丈夫だよ。自由を手に入れるために独立しなさい」、これを言いたいために、筆者はこの記事を書き始めたのだ。



さて、本題に入る。

独立の時にハードルとなるのは、「およそ弁護士であれば●●でなければいけない」との固定観念である。●●には、「きれいな会議室」とか「一定数の顧問先」とかが入るが、そんなのは不要であることは前に述べた。

●●には「事務局」も入る。

そもそも、人を雇うのは投資である。人件費を払ってもそれ以上の利益が予想できるときに行うべきである。人を雇用するリスクは、会議室と比べてリスクが読めない。会議室に比べ、状況が変わったときに退職していただくのは困難であるし、生身の人間であるから、人間関係を構築する手間も存在する。不正行為を行う可能性も皆無ではない（会議室は無駄かもしれないが、不正を行う確率は皆無である）。

そうすると、人件費を払った後の利益が同じであれば、投資を躊躇するのが当然で、想定利益が1.5倍くらいなければ、雇用のリスクをとってまで人を雇うことは不合理だ。

具体的に考えてみよう、事務局一人を雇用する直接費用は、月給20万円ボーナス年間2か月としても280万円。間接人件費（法定福利費等）は、直接人件費の20%といわれているから、これを含めた人件費は340万円である。

さきほどの1.5倍という比率をこれに乗ざると、510万円である。自分で事務をした場合と、一人事務局を雇用した場合で、自分の利益が510万円増加するのであれば、事務局を雇用する合理性はある。もちろん、1.5倍というのは筆者が勝手に言っているだけなので、異論はあると思うが、筆者が言いたいのは、このような検討をしてから事務局を雇用すべきで、「事務局のいない法律事務所なんか、恥ずかしいよね」というよ

うな固定観念で決めてはいけないということである。実際、事務局なしで独立した例も多く、恥ずかしがることでは決してない。むしろ、経営計画がきちんと立てられているのだから誇るべきだと思う。

人によって違いはあるかもしれないが、独立時に想定される売上は、多めに見積もって月間80万円くらいであろう。あまりにも時間単価の悪い事件ばかり集めなければ、手持ちの事件数15くらい（もう少し多いか？）に相当する売上ではないかと思われる。

かなり雑な計算ではあるが、これが、すべて訴訟事件だったとして（実際はそんなことはない）、2か月に1回自分の書面のターンが回ってきて、書面作成に5時間、依頼者との打合わせや電話に4時間かかるとする。9時間×15事件÷2か月=67.5時間。その他、依頼に結びつかない法律相談や交通時間もあるので、1.5倍して101時間である。8時間労働で週休2日の場合の労働時間は、174時間だから、その差は73時間。この73時間を自分で事務局の仕事ですれば、事務所は回る。事務局が行っている仕事（電話対応、郵便発送、戸籍等の取得、23条照会、ファイリング等）の合計時間が、15事件で毎月73時間必要とは思えない。

これに対して、「その73時間分、事務局に事務作業を任せて、仕事を増やせばもっと所得は増えるだろう」との反論はあるだろう。この考えを「比較優位」といい、弁護士と事務局の例は、比較優位の説明によく使われる。しかし、この反論が成り立つのは、適切な時間単価が得られる売り上げが、特に営業努力をしなくても増やせる場合に限られる。実際、独立直後でそのような恵まれた状態になることはない。

先に事務局を雇用してしまっていたり、「先生なら、営業力があるから、事務局分の売上なんて、あつという間に稼げますよ」という狐や猫の甘言に乗ってしまうと、事務局人件費分の売上が必達となるため、時間単価の低い事件を集めたり、事件数を増やすためにインターネット広告費を支出しなければならなくなる。その結果、長時間労働をしなければならなくなる。その結果、雑な仕事をしてしまい顧客を失ったりする。体を壊すかもしれない。まさに、経費の奴隷である。

このように考えると、独立時に事務局は必ずしも必要ではないと考える。すでに述べた通り、立派な応接室も不要である。極端な話、事務局を雇用しないのであれば、事務所には弁護士しかいないので（一人事務所の場合）、他の事件の書類が机の周りに出しっぱなしでなければ、応接室はいらない。そうすると、次のような経費の事務所が実現できる。

・賃料	70,000 円／月
・電気代 + 電話代	15,000 円／月
・コピー機+紙代	13,000 円／月
・判例検索等諸雑費	7,000 円／月
・弁護士会費	31,000 円／月

合計 136,000 円。これで、売上月80万円なら、年間利益は、797万円である。この額についてはいろいろ意見もあるだろう。ただ、この額は、サラリーマン全年齢の平均

年収の1.8倍である。独立時の目標としては、十分ではないかと思う。

事務局の人件費については途中から削れないものなので、今から独立する場合に焦点をあてて記事を書いたが、すでに事務所を運営していて、事務局を増やそうとする場合も参考にいただければと思う。

これに対し、「この記事は、効率化というか、労働時間を短くすることを勧めるが、それは違う。一定のしんどい仕事が、弁護士としてのスキルを上げるのだ」との反論も想定できる。

筆者は、多くの仕事をするによって弁護士のスキルが上がるという点についてはおおむね賛同する（全てがスキルアップにつながるとは思わないので、「おおむね」）。しかし、経費の奴隷になってしまうと、経費分を稼ぐために事件を選ぶ余裕がなくなった状態で、仕事を受任しなければならなくなってしまう。多くの仕事によって弁護士のスキルが上がるとの仮定が真だとしても、固定費を下げて経営を安定させたくて、自分のスキルアップになる事件を選択して選ぶべきであると考え。「多くの仕事をする」と「多くの仕事をしなければならなくなる」は、全く違う。

独立をすると、独立前と同じ労働時間なら所得は増加するし、同じ所得なら労働時間は減少する。これは、資本主義のしくみから帰結される原則である。今まで、何人もの人に独立の相談を受けた。多くの人々が独立に対する恐怖はある。筆者もそうであった。

漠然とした恐怖は、具体的な数字をあてはめて緻密に検討することによって去っていく。東京オリンピックの入場行進のように、勇者として進んでほしい。



次回は、最終回。削っていいものと削ってはいけないものについて検討したい。

(次回に続く)



## 控訴の趣旨クイズ（２）

前回に引き続き、今回も民事訴訟における控訴の趣旨等に関するクイズを出題します。

（根本俊太郎会員）

Case1 原審で 100 万円の請求が棄却された。

Q 1 Case1 で一番原告が控訴する場合の控訴の趣旨で、正しいものはアイのどちらか。

ア 原判決を取り消す。

訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

イ 原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人に対し、100 万円を支払え。

訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

Case2 原審で 100 万円の請求が認容された。

Q 2 Case2 で一番被告が控訴する場合の控訴の趣旨で、正しいものはアイのどちらか。

ア 原判決を取り消す。

訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

イ 原判決を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

Q 3 控訴の趣旨に対する答弁で、正しいものはアイのどちらか。

ア 本件控訴を棄却する。

訴訟費用は、第 1, 2 審とも控訴人の負担とする。

イ 本件控訴を棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

出典：近弁連 91 号

（回答はこちら↓）

osaka-shunjyu-kai.com パスワードは、「sjntnt」



## 執行部便り

親睦担当副幹事長 寺川拓（6 2期）

虫歯予防にと通っている歯科医院からマウスピースの着用をすすめられた。

無意識に喰いしぼる力は強いらしく、それが長年蓄積すると歯が割れてしまい、そこから虫歯になるという。就寝時に着用するものと運動時や日常生活に着用するものと2種類を手にした。

スポーツをしていた学生・会社員時代以来になるマウスピースの着用で、着用すると闘争心に宿る。

そんなわけで、マウスピースを着用して歯を喰いしぼりながら、起案をしている今日この頃である。

【近日中に予定されている親睦委員会主催の企画】

・8月21日（土）14時～

親睦委員会「ビスタルームで観戦！オリックス v s 西武 in 京セラドーム」

・9月11日（土）17時30分開始（30分前開場）

親睦委員会「劇団四季・リトルマーメイド観劇」

・10月2日（土）～3日（日）

親睦委員会企画「新人歓迎旅行」@淡路島豪華ホテル



## 会報・ニュースレター閲覧状況

### 2021年度 広報委員

・広瀬 元太郎

(60期：委員長)

・柳 勝久

(61期：広報担当副幹事長)

・有村 とく子

(50期 2019年度委員長)

・中森 俊久

(55期 昨年度委員長)

・山口 昌之

(58期 昨年度副幹事長)

・浦 寛幸 (59期)

・木場 晶子 (67期)

・田村 瞳 (67期)

・吉留 慧 (68期)

・信吉 将伍 (69期)

・高 一成 (69期)

・根本 俊太郎 (70期)

・佐久間 ひろみ (71期)

・足立 敦史 (71期)

・村本 健司 (71期)

・河野 哲平 (71期)

・才木 晴幹 (72期)

・久井 大輝 (73期)

### 広報委員会電子刊行物のアクセス数（7月26日現在）

・2020年度会報春号（他会派にも公開） 1791

・ニュースレター7月号（春秋会のみ公開） 599



## メールアドバイザーのご案内

春秋会には、メールリストがあり、当番弁護士や法律相談の交代から、ちょっとした質問事項、意見・討論等が繰り広げられていますが、なかなか新入会員や若手会員にはハードルが高いのが現実です。

ちょっと飲み会の席でしか聞けないような疑問を会派の先輩に聞いてみることで、助けられたことはいっぱいありました。しかし、今は、コロナ禍で飲み会も少ない…

そこで、広報委員会では、新入会員や若手会員が直接書き込みにくい質問や意見を、「若手の方がこんなこと言ってますよ」とか「こんな質問が出ています」という形で、匿名にしてメールリストに投稿するという便利な仕組みがあります。

- ・ 事務所のポストや先輩に聞いてみたいけど、初歩的過ぎて、質問したら怒られそうな疑問。
- ・ 他の弁護士は、どう処理するのかなというちょっとした疑問。
- ・ この事件って、着手金どのくらいとるのですか、聞きにくい疑問
- ・ 自分の入った事務所、大丈夫ですか？との生々しい疑問

を、メールアドバイザーでお願いしますと、下記にお送りください。

**広瀬 (hirose@minami-law.jp)**

### 【注意事項】

広報委員で検討して、できるだけ早くお答えするか、匿名情報にして春秋会メールリストに流します。なお、広報委員名簿は、左に載せてますので、事件の質問をするときは、守秘義務や春秋会員が相手方弁護士である場合等には気を付けてください。